

寄附金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第8条の規定に基づき公益財団法人 国際医療技術財団(以下「本財団」という。)が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の募集)

第2条 本財団は常時寄附金を募ることができる。

(遺贈寄附の受入)

第3条 本財団は遺贈寄附を受け入れるものとする。

(遺贈財産の特定)

第4条 受け入れる遺贈財産は、現金、有価証券及び不動産等とする。

(寄附金の使途)

第5条 使途の定めのない寄附金は、寄附金総額の30%以上を定款第4条の公益目的事業に使用するものとする。

(受領書の送付)

第6条 寄附金を受領したときは、受領書を寄附者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、本財団の公益目的事業(国際医療協力事業)及び管理活動に関する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(情報公開)

第7条 本財団が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第8条 寄附者に関する個人情報については、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、2023年4月30日に改訂し、同年4月30日から施行する。

注釈；使途の定めのない寄附金は、寄附金総額の30%以上を定款第4条の公益目的事業に使用し、70%以下の残金は以後の公益目的事業に必要な活動として使用及び管理する。